

薬物再乱用防止プログラム

対象

- 保護観察に付されることになった犯罪事実に、指定薬物又は規制薬物等の所持・使用等に当たる事実が含まれる仮釈放者、保護観察付執行猶予者、保護観察処分少年又は少年院仮退院者（特別遵守事項で受講を義務付けて実施）
※保護観察付全部猶予者及び保護観察処分少年については、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者
※保護観察処分少年及び少年院仮退院者については、18歳以上の者のうち、必要性が認められる者

教育課程：ワークブック等に基づき、保護観察所において、個別又は集団処遇により学習（保護観察官が実施）

コアプログラム（全5回）

：おおむね2週間に1回の頻度で原則として3月程度で全5回を修了

- 依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、自己の問題性について理解させるとともに、再び乱用しないようにするための具体的な方法を習得させる。

- 第1回 薬物依存について知ろう
- 第2回 引き金と欲求
- 第3回 引き金と錨
- 第4回 「再発」って何？
- 第5回 強くなるより賢くなろう

ステップアッププログラム

：おおむね1月に1回とし、発展課程を基本としつつ、必要に応じて他の課程を、原則として保護観察終了まで実施

- コアプログラムで履修した内容の定着を図りつつ、薬物依存からの回復に資する発展的な知識及びスキルを習得させることを主な目的とする以下の3つの課程

【発展課程】

コアプログラムで履修した内容を定着、応用、実践させる（全12回）。

【特修課程】

依存回復に資する発展的な知識及びスキルを習得させる。
A アルコールの問題
B 自助グループを知る
C 女性の薬物乱用者

【特別課程】

①外部の専門機関・民間支援団体の見学や、②家族を含めた合同面接をさせる。

保護観察開始

保護観察終了

簡易薬物検出検査

- 教育課程と併せて、尿検査、唾液検査又は外部の検査機関を活用した検査により実施。
- 陰性の検査結果を検出することを目標に断薬意志の強化を図る。

刑の一部の執行猶予制度の概要

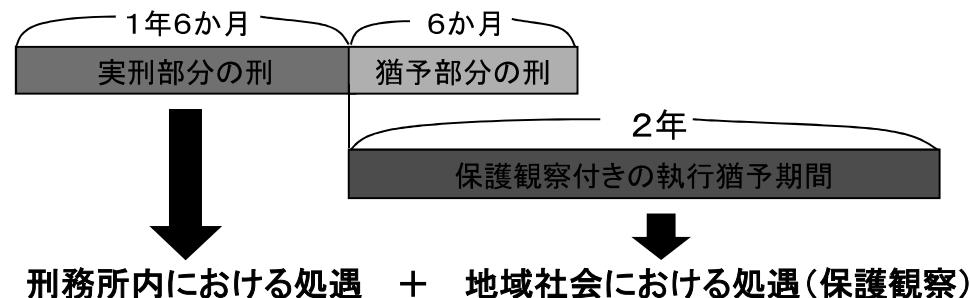
- 以下の課題へ対応するために、平成28年6月から施行。
 - ・刑期の全部を実刑とするか、刑期の全部を執行猶予とするかの2つしか選択肢がない。
 - ・刑務所出所者の再犯防止・社会復帰のための仕組みとして仮釈放制度があるが、仮釈放期間が短く十分な地域移行ができずに、期間の経過後再犯に至るケースが多数
- 3年以下の懲役・禁錮を言い渡すとき、判決で1～5年の間その一部の執行を猶予することができる。

対象

- ・薬物使用等の罪を犯した者は、初入者でないもの（累犯者）への一部猶予判決には、その猶予中は必ず保護観察に付す。
- ・初入者等（薬物使用等の罪を犯した者を含む。）への一部猶予判決には、その猶予中保護観察に付すことができる（裁判所の裁量）。

いずれもプログラムの受講を義務付け

例) 懲役2年、うち6ヶ月につき2年間保護観察付き執行猶予



「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の概要

策定の背景

- ・薬物依存対策は政府の重要な政策課題の一つであり、薬物依存者等を対象とした刑の一部の執行猶予制度が平成28年6月から施行。
- ・薬物依存者の再犯（再使用）の防止は、刑事司法機関と、地域の医療・保健・福祉機関等との連携体制の構築が不可欠。
- ・そのため、法務省と厚生労働省が共同で平成27年11月に本ガイドラインを策定し、保護観察所や自治体等に周知の上、平成28年4月から実施。

ガイドラインの概要

総 論

基本方針

- ・精神疾患としての認識共有
- ・シームレスな支援
- ・民間支援団体との連携

関係機関

保護観察所、都道府県等、精神保健福祉センター、保健所、福祉事務所、市町村（特別区を含む）障害保健福祉主管課、刑事施設、地方更生保護委員会、依存症治療拠点機関及び薬物依存者に対する医療的支援を行うその他の医療機関

地域支援体制の構築

- ・定期的に連絡会議を開催する。
- ・薬物依存者の支援に関する人材の育成に努める。
- ・知見の共有等により、地域における薬物乱用に関する問題解決能力の向上を図る。
- ・相互の取組に関する理解及び支援の促進に努める。

情報の取扱い

- ・必要な情報は、他の機関又は団体における情報の取扱方針等に配慮しつつ、共有する。
- ・支援対象者に関する情報共有は、原則として本人の同意を得る。

各 論

薬物依存者本人に対する支援

(刑事施設入所中の支援)

- ・刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所は、出所後に必要な支援等に関するアセスメントを行う。
- ・保護観察所は、アセスメントの結果を踏まえ、出所後の社会復帰上の課題と対応方針を検討する。

(保護観察中の支援)

- ・保護観察所は、支援対象者に対する指導監督を行うとともに、必要な支援を受けることができるよう調整する。
- ・医療機関は、支援対象者の治療や、必要に応じて関係機関に対する情報提供等を行う。
- ・都道府県、精神保健福祉センター又は保健所は、支援対象者の希望に応じ、回復プログラム等を実施する。
- ・福祉事務所又は市町村障害保健福祉主管課は、支援対象者の希望に応じ、必要な福祉的支援を実施する。
- ・関係機関は、保護観察所等の求めに応じ、支援対象者に対する支援に関するケア会議等に出席する。

(保護観察終了後の支援)

- ・保護観察所は、支援対象者の希望に応じ、精神保健福祉センターその他の関係機関に支援を引き継ぐ。

家族に対する支援

- ・関係機関は、支援対象者に対する支援に当たっては、本人の意向とともに家族の意向を汲む。
- ・関係機関は、相互に協力して効果的に家族支援を行うとともに、希望に応じ、保護観察終了後も支援を行う。

ガイドラインを踏まえた薬物依存者に対する支援等の流れ（イメージ図）

